

## 豊橋市資源化センター溶融スラグ販売要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市資源化センターにおいて一般廃棄物等を溶融処理することにより発生する溶融スラグ（以下、「スラグ」という。）の安全かつ安定的な利用の促進を図るため、溶融スラグの有効利用に関する基本指針第6項の規定に基づき、スラグの販売について必要な事項を定めるものとする。

### (購入申込み)

第2条 スラグを購入しようとする者は、スラグ購入申込書（様式第1）に必要な事項を記載の上、原則として、購入希望日の7日前までに申込みしなければならない。ただし、過去1年以内に購入実績のある申込者は購入希望日の前日までとすることができる。また、試験施工、製品試験等のため、スラグの無償提供を受ける場合は、スラグ利用申込書（様式第2）によって申込みを行うものとする。

### (引渡し等に関する証明書)

第3条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合、引渡しの可否、引き渡す数量及び日時並びにスラグの品質管理試験結果書を記載したスラグ引渡し等に関する証明書（様式第3）を申込者に発行するものとする。

2 市長は、事情により、溶融スラグの引渡しができない場合は、すみやかに申込者に連絡するとともに前項の規定による証明書を発行するものとする。

### (スラグの引渡し)

第4条 スラグの購入者は、前条の引渡し等に関する証明書に記載された引渡し日時に、資源化センターにおいてスラグの引渡しを受けなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、引渡し日時を変更することができる。

2 市長は、引渡しの際、引渡し等に関する証明書に記載された数量を購入者の車に積載するものとする。

3 購入者は、引受けの際、前項の規定により車に積載されたスラグの実数量に応じた代金を現金で支払わなければならない。

(販売価格)

第5条 スラグの販売価格は、500キログラム当たり単価100円に引渡し重量を乗じて得た額とする。

2 前項の重量について、500キログラム未満の端数は、500キログラムとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 (平成15年12月24日決裁)

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

附 則 (平成16年11月9日決裁)

この要綱は、平成16年11月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日決裁)

この要綱は、平成19年3月9日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日決裁)

この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日決裁)

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。